

**田原市観光事業者等
提案事業補助金**

田原市内で事業を行う観光事業者などが連携し、田原市への観光誘客およびシテイセールスの促進、観光客の利便向上および観光に係る人材育成・組織強化を図る提案事業を募集します。

- ▼対象 市内に住所または事業所を有する個人および事業者3名以上で組織される団体
 - ▼対象事業 催事、調査・研究および研修など
 - ▼補助額 補助対象経費の実費
 - ▼募集期間 7月31日(木)まで
 - ▼採択決定 8月中旬
- ※詳しくはお問い合わせください。

▼商工観光課
☎23局3522 FAX22局3817

**弁護士による無料法律相談
ご利用ください(偶数月開催)**

消費者問題・多重債務などでお困りの方、一人で抱え込まずにご相談ください。秘密は厳守されます。

- ▼日時 8月28日(木) 午後1時～4時(要予約/相談)



時間は30分程度)

- ▼場所 田原福祉センター相談室
- ▼申し込み 電話にて
- ▼商工観光課

☎23局3522 FAX22局3817

**田原二七の市
開催時間を変更します**

4月27日から三河田原駅の駅前広場に移転した「田原二七の市」の終了時間を次のとおり変更します。

「田原二七の市」終了時間

午前9時ごろまで
(これまでは午前11時まで)

なお、商品がなくなりしだい順次終了していきますので、ご了承ください。

公共駐車場をご利用ください

お車でお出かけの際は、田原駅南公共駐車場(最初の1時間無料)をご利用ください。路上駐車は近隣住民の方の迷惑にもなりますので、ご遠慮ください。

- ▼二七の市
研究会事務



局(株式会社あつまるタウン田原)

- ☎24局2345
- ▼商工観光課

☎23局3522 FAX22局3817

自動体外式除細動器(AED)を貸し出します

AEDとは

通常の心肺蘇生法では対応できない心室細動の発症時に、

心臓に電気ショックを与え、正常な動きを取り戻すための医療機器です。



▲AED

▼対象 市内で10名以上の市民が参加する営利を目的としないイベントの主催者

▼条件 医療従事者または普通救命講習受講者の配置

▼使用料 無料

▼貸出期間 7日以内

▼申し込み 希望日の前日までに、申請書に必要事項を記入のうえ直接

またはFAX・Eメール・郵送にて/申請書は地域福祉課で配布するか市ホームページからダウンロード

▼貸出・返却 市役所執務時間中に地域福祉課にて

※詳しくはお問い合わせください。

▼地域福祉課

- ☎23局3512 FAX23局3545
- HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

**第17回愛知県介護支援専門員
実務研修受講試験**

▼対象 次のいずれの要件も満たす方
①保健・医療・福祉の各分野(以下、「保健分野など」)で合計5年以上(一部の対象者は10年以上)の実務経験がある方
②保健分野などの業務に従事し、勤務地が愛知県にある方。または、かつて保健分野などの業務に従事し、現在、愛知県在住の方

▼試験日 10月26日(日)

▼申し込み 7月31日(木)までに高齢福祉課、赤羽根市民センター、渥美支所市民生活課にある受験願書に必要事項を記入のうえ、専用封筒で郵送にて

※郵送先は専用封筒に記載

▼愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

☎(052)220局2250

